

(財) 医療研修推進財団
の論点等について

主要な論点

- 1 言語聴覚士に関する国家試験及び登録の事務を、当該財団が実施しているが、効率的に運営されているか。また、他の団体が実施しているその他の医療関係職種の国家試験事務と統合できないか。

(参考) 言語聴覚士の概要

(1) 業務等

厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。

(2) 現況

- ・ 免許取得者数 16,402名 (平成22年3月31日現在)

- 2 言語聴覚士の国家試験実施・登録事務の受験手数料や免許登録手数料は、適正な水準か。

(参考) 手数料単価

- | | |
|---------|---------|
| ・ 受験手数料 | 35,700円 |
| ・ 免許登録料 | 8,000円 |

《共通事項（全法人）》

○ 当該法人の事務・事業に対する委託費等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

○ 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。

（参考）役職員の状況（平成 22 年 5 月 1 日現在）

・役員数 22 名

〔会長 1 名（非常勤）、理事長 1 名（非常勤）、副理事長 1 名（非常勤）、理事 17 名（非常勤）、監事 2 名（非常勤）〕

うち国家公務員OB 3 名〔理事 2 名（非常勤）、監事 1 名（非常勤）〕

・職員数 9 名（この他、非常勤職員 3 名）

うち国家公務員OB 3 名

管理部門比率 33.3%（3/9）

○ 不必要な余剰資産などを抱えていないか。内部留保、積立金が過剰ではないか。

（参考）

（万円）

現預金 （流動資産）	有価証券	固定資産 （土地・建物等）	積立金・ 引当金等	その他	計
26,923	75,000	0	1,542	6,562	110,027

※内部留保率：87%（ただし、平成 21 年度末には約 20%に低下）

※基本財産：7 億 5,000 万円

（次ページに進む）

《言語聴覚士に関する国家試験及び登録の事務（国庫補助なし）》

- 言語聴覚士に関する国家試験及び登録の事務を、当該財団が実施しているが、効率的に運営できているか。また、他の団体が実施しているその他の医療関係職種の国家試験事務と統合できないか。

（参考１）言語聴覚士の概要

（１）業務等

厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。

（２）現況

- ・免許取得者数 16,402名（平成22年3月31日現在）
- ・医療従事者数 8,583.3名（常勤換算）
（平成20年10月1日現在、医療施設調査・病院報告）
- 介護保健施設等従事者数 1,824.0名（常勤換算）
（平成19年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査）

（参考２）国家資格の試験・登録事務の国による実施について

「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月）の趣旨に従い、行政事務の簡素化のため、これ以降に国家資格化されたものについては、試験事務を指定機関が行うこととされている。

「行政改革に関する第5次答申」最終報告（昭和58年3月）－抜粋－

２ 許認可等の整理合理化

（１）資格制度

（イ）事務の民間団体への委譲

資格制度に関する事務のうち試験事務、講習事務、登録事務等は、行政機関の裁量的判断を要するものが少なく、比較的定型的なものが多い一方、行政機関にとってかなりの負担となっている例が少なくない。このため、行政事務の簡素化等の見地から、民間団体において処理を行っても制度の意義・目的を損なうおそれのない事務については、極力、民間団体への委譲を行うものとし、現在適切な引き受け団体がない場合にあっては、今後その育成に努める。

なお、事務の民間団体への委譲に当たっては、受益者負担の適正化の観点から独立採算制を原則とするとともに、事務運営の公正確保等についても十分配慮する。

(参考3) その他の医療関係職種の国家試験の一覧

(単位：人)

名称	業務概要	創設年月日	免許保有者数(H21年末現在)	受験者数21年度	合格者数(合格率)	指定試験機関	実施事務	受験料(円)
臨床工学技士	医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者	S63.4.1	26,078	1,911	1,555 (81.4%)	財団法人医療機器センター (S63.4.27 指定)	試験	30,900
義肢装具士	医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行うことを業とする者	S63.4.1	3,566	159	139 (87.42%)	財団法人テクノエイド協会 (S63.4.27 指定)	試験	65,900
歯科衛生士	歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子。男子については、この法律の規定を準用	S23.10.27	228,171	5,929	5,761 (97.2%)	財団法人歯科医療研修振興財団(H3.7.1 指定)	試験・登録	14,300
救急救命士	医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者	H3.8.15	37,580	2,538	2,131 (84.0%)	財団法人日本救急医療財団(H3.12.19 指定)	試験・登録	30,300
あん摩マッサージ指圧師	医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者	S23.1.1	182,095	1,839	1,563 (85.0%)	財団法人東洋療法研修試験財団(H4.10.1 指定)	試験・登録	15,100
はり師			144,026	5,283	3,990 (75.5%)	財団法人東洋療法研修試験財団(H4.10.1 指定)	試験・登録	15,100
きゆう師			142,792	5,262	3,939 (74.9%)	財団法人東洋療法研修試験財団(H4.10.1 指定)	試験・登録	15,100
柔道整復師	柔道整復を業とする者	S45.7.10	67,241	7,156	5,570 (77.8%)	財団法人柔道整復研修試験財団(H4.10.1 指定)	試験・登録	23,300
言語聴覚士	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者	H10.9.1	15,675	2,498	1,619 (64.8%)	財団法人医療研修推進財団(H10.9.30 指定)	試験・登録	35,700

- 言語聴覚士の国家試験実施・登録事務について、受験手数料や免許登録手数料は、適正な水準か。

(参考1) 手数料単価

・ 受験手数料	35,700 円
・ 免許登録料	8,000 円

(参考2) 国家試験事務の収支状況 (平成20年度決算)

事業収入	1億361万円 (国庫補助なし)
事業支出	9,202万円
当期収支差額	1,159万円

《役員の選任について》

- 職員数は9名に対して、役員(非常勤・無給)が22名であるが、さらにマネジメントの効率化を進めることはできないか。